

令和 7 年 2 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)	
地域名 (地域内農業集落名)	鳥居本西部地区 (鳥居本町東内、佐和山町西内、宮田町西山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、農業従事者の高齢化が進んでおり、耕作の中心を担う農事組合法人の構成員も60代～70代である。同法人においては、人手不足などの際には組合員以外にも作業をお願いしている。
地域内に耕作放棄地も一部あるものの、同法人にて草刈りなど対応を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

鳥居本町東内、佐和山町西内、宮田町西山における農業振興地域内農用地の水田（青地の水田）を鳥居本西部地区地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業効率が向上する方向性を基本に、耕作地の交換等により、集積、集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
中山間地域であり、10アール前後の圃場が多く、また地面が軟らかい状況で、効率が悪く、収量も上がらないため、将来的には暗渠排水を整備し、圃場環境の改善を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
本地域には3つの谷があり、稲作には不向きであることから、土地の利用を含めた相談には対応していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦世代をつなぐ農村まると保全向上対策（多面的機能支払交付金）